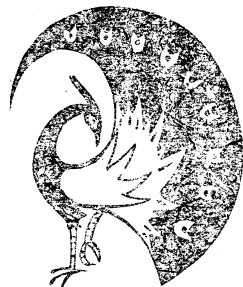


生活必需品の配給法の改善、國民健康保險法の擴充、其の他種々なる方策が考究實施さるべきであらう。

抑々人口問題は其の依つて來る所が廣汎で、その解決は決して一朝一夕に出來るものではないから、精密な調査と研究に基き、國家百年の大計を樹立して我が大和民族の發展に資すべきことは論を俟たぬが、しかし單なる調査研究にのみ止まることなく、直ちに實行出來る具體案を樹立して、速かに健全なる人口の増加を圖ることは刻下の緊急事なのである。今や何々を成すべきかを検討する時ではなく、從來の研究に依つて判明せる事項について實行せねばならぬのである。乳幼児死亡の對策、結核豫防問題、農村醫療問題、知識階級出生増加策等、既に必要と認められる事柄を勵行して我が國人口問題の解決に拍車を加へることに努むべきである。

△ △ △



縣下中等學校入學者

選 拔 實 施 日

中等學校の入學者選抜方法の改正については曩に文部省の方針を記し、近く本縣學務課長のラヂオ放送もあつてその内容もこれを採録して置いたのであるが、いよ／＼その選抜實施の期日等が左記の通り決定した。

そも／＼改めて云ふまでもなく、教育はその兒童を立派な一人格として育て上げて、人間としての價値を發揮させると共に國家のお役に立ち、社會に貢獻し得る人物たらしめることを最大の目的とするものであつて、眼前の利己的營利

的打算や所謂立身出世のみを目標とすべきものではない。まして近時の傾向は、出身學校の甲乙や學歴の如何によつてその成功の如何が決められないで、強健なる身體と錬磨せられたる精神とが、社會的に發展する上の重大なる要素となりつゝあることは明かな事實である。

改正せられた選抜方法は、方めてその兒童の正常なる状態に於ける身體的精神的な事實や能力を見ようとするものであるから、志願者の父兄達はよくその趣旨を考へられて考查を受けるやう注意せられたい。

尙一部には從來の歴史的或は社會的な誤れる見解から、徒らに一、二の學校に受験者を集中せしめるやうな傾向が見られるのであるが、これ等の傾向は一日も早く是正せられなければならないものであつて、現時の如くすべての學校の教育施設が普遍化した情況に於ては、決して學校に依る優劣が存立すべきものではないのである。萬一現實に於て優劣が認められるとするならば、それはこの受験者の誤れる選擇集中が

の弊を作つてゐるものと云はなければならぬ。縣では近年同種學校の選抜日割を同一にしてこの弊を防がうとしてゐるのであるが、受験者方面に於てもこの點をよく諒解せられて舊來の陋風を一掃せられん事を希望する次第である。

學校名	募集人員	願書受付期限	選抜實施期日	選抜實施場所
鳥取縣師範學校	本科第一部自二月一日至二月十五日 四〇人 本科第二部自二月一日至二月廿一日 四〇人	二月廿三日 同 二月廿四日 同 二月廿五日 (米子)	本校鳥取市 米子市	
鳥取縣女子師範學校	本科第一部自二月一日至二月二十日 三〇人 本科第二部自二月一日至二月二十四日 四〇人	二月廿四日 同 二月廿五日 同	本校 同	
専攻科	四〇人	三月六日	同	

00239

整備科豫備練習生として採用せられたる者は採用と同時に海軍兵籍に編入し、約一ケ年間横須賀海軍航空隊に入隊せしめられ、入隊中の教育は將來航空機整備擔當の豫備下士官としての任務を遂行するに必要なる基礎的事項を修得せしむることを目的として軍人精神を涵養し、軍紀に慣熟せしめて必要な軍事教育を授け、専門的には飛行機及航空發動機整法、性能試験法、航空機用計器整備法、航空機工作造修法等を實地實物について教授する整備術を主要科目として教育されるのである。

二 海軍豫備員としての身分

横須賀海軍航空隊に於て教育中の身分は海軍一等兵に準ずるものであるが、教程修了退隊の際は海軍豫備三等整備兵曹に任用せられ、爾後豫備役に服するのである。

又任用後航空機々關免状を受有し、且海軍豫備員令所定の勤務年數に達したものは、召集中は勿論のこと官民會社、工場等に勤務しつゝ、累進して海軍豫備士官に進級せしめらるるのである。

る。

三 志 願

(一) 志願者資格及年齡

工業學校(工業學校規程第一條規定中のものにして、尋常小學校卒業程度を以て入學資格とするもの)に在りては修業年限五年以上、高等小學校卒業程度を以て入學資格とするものにして晝間授業を爲すものに在りては修業年限三年以上、夜間授業を爲すものに在りては修業年限四年以上を有するもの、又は之と同等以上の工業學校)卒業者中機械又は電氣關係の科目を修了したる者にして、昭和十五年四月一日に於て年齡二十年未滿のもの、即ち昭和十五年年度に志願し得る者は大正九年四月三日以後に出生した者である。

尚本年三月末日までに右に述べた學校を卒業(勿論科目も同様)豫定の者は本年志願資格がある。

(二) 志願の手續

00240

本年海軍整備科豫備練習生の募集に關しては一月二十二日海軍省告示第二十二號(一月二十二日官報參照)にて出願期日、身體検査及試験施行期日、場所等が左の如く定められてゐる。

(イ) 出願期日

自二月五日
至三月十五日

右期間内に到達するやう左の書類を整備して横須賀鎮守府司令長官に提出するのである。

A 志願書(所定様式による)

「註」右側上方に希望受験地を必ず明記すること。

B 履歴書(所定様式による)

C 誓約書(同)

D 學校長の卒業證明書

「註」本年三月卒業豫定の者は卒業豫定證明書を受けて志願書に添付し、卒業後更めて卒業證明書を受けて提出すること。

と。

E 戶籍謄本

F 身元證明書(所定様式による)

身體検査及試験施行期日、場所、其他志願者に對しては身體検査及試験(雜問及口頭試験とし學術に關する試験として簡單なる代數)が行はれる。

期 日

昭和十五年三月二十六日(豫備)

同 二十七日 (身體検査)

同 二十八日 (雜問筆答及口頭試験)

B 場 所

東京 海軍經理學校

横須賀 横須賀海軍航空隊

名古屋 名古屋地方海軍人事部

大阪 大阪市東區北濱五丁目
愛日尋常小學校

舞鶴 舞鶴海兵團

吳 吳海兵衛
佐世保 佐世保海兵衛
C 其他

身體検査及試験當日の携帶品
身體検査當日は自己の被服物品等整
頓の爲風呂敷を、雜問筆答試験當日
は鉛筆又は萬年筆、ナイフ、消ゴム
等を、尙各日共辨當を持參すること。

四、採用

採用豫定者には直接本人宛其の旨通知せられ
る。採用の通知を受けた者は指定の日時に横
須賀海軍航空隊に入隊するのである。入隊の
際採用試験の際と同様の身體検査があつて之
に不合格となつた者は採用を取消される。

五、其他

- 1 志願手續その他に關し疑問があつたら横須賀海軍人事部に問合せこと。
- 2 志願者中受験有資格者には三月二十日頃必要事項を通知せられる。
- 3 志願書提出後已むを得ざる事情により志願を取消する場合に速にその事由を具し横須賀鎮守府司令長官に届出づること。

4

願を取消す場合は速にその事由を具し横須賀鎮守府司令長官に届出づること。
現住所を變更した場合も速にその旨を同司令長官宛届出を要す。

給與

整備科豫備練習生として入隊に要する旅費、及教育終了し退隊歸郷に要する旅費を官給せらるゝの外、在隊中一日金拾五錢の手當及被服糧食も官給せられるのである。

× × ×



禁酒・節酒の必要

「禁酒」「節酒」は平時から、保健衛生、社會風教、家庭道德等いろいろの立場からやかまし

く論議されてゐる問題です。それが支那事變が始まつて以來、國民精神の緊張と國民體位の向上といふ二つの部面から、禁酒、節酒の必要が痛感されるやうになり、國民精神總動員運動でもこの問題をとり上げられてゐるのであります

即ち昨年國民精神總動員委員會で決定した、

「公私生活を刷新し戰時態勢化するの基本方策」では特に第一期の刷新項目として一定の階層、

(例へば學生、生徒など)の禁酒とか、一定の場所(例へば停車場や汽車、汽船の中)の禁酒をとりあげ、實行に努めてをります。また「體方向上に關する基本方策」の中にも特に「禁酒禁煙、節酒、節煙の勵行」を擧げてゐます

興亞奉公日などにはこの趣旨が非常によく徹底して、カフェーやバーは休業といふやうにまてなつてゐます。

節米と造石高制限

かやうに國民精神總動員の禁酒運動は着々實績を擧げてゐるのでありますが、こゝにもつと思ひ切つた徹底的な節酒運動を起さねばなら

ぬ事情が起つて來ました。それは食糧米の問題と酒を造る石高を半減する造石高制限の問題です。昨年の西日本と朝鮮の旱害のため米の著しい減收が傳へられました(幸にして他地方の増收の爲に國としての減收は免れたのであります)が、決して油断はならぬ状態にあります。一面消費の方は戦争のため需要が増加する一方で、しかも食糧が不足しては戦争を續けることが出來ません。しかし戦時下の現在では勞働力の不足、肥料の不足、農業用資材の不足などのため急速な生産増加を望むことは無理です。

そこで戦時下の食糧の充實確保を期するため政府は昨年十一月國家總動員法に基づいて米の搗精制限令を出し、七分搗を勵行させました。一方また政府は御承知の通り外國から相當多量の米を買入れて食糧の確保に努めてゐます。しかし戦争を遂行するためには出來るだけ外貨を獲得しなければならぬ際に、食糧米購入のため逆之多額の資金を海外に流出させ、しかも他面貴重な米を、享樂的に浪費される方面の酒の

製造に使用することは明らかに不合理です。こゝに酒の造石高制限となつたのであります。つまり今までは一年間におよそ四百萬石の米を使つて酒を造つてゐたのですが、今年からこれを半分ぐらゐに減らさうといふのです。これによつて約二百萬石の米を食糧米に振向け、假りに一石三十圓として六千萬圓の金が海外へ流れ出ないやうにしようといふのです。

特に緊張すべき方面

勿論酒の出来高が半分に減るのですから、酒の需要關係は非常に窮屈になります。そこで政府でも消費の制限や配給の圓滑について、いろいろ苦心してゐるのですが、その解決の最大の問題は「酒を飲まなくても済む人は絶対に飲まない」やうにし、「どうしても飲まずには居られない人は出来るだけ飲む量を減らす」こと、つまり禁酒、節酒です。

しかし禁酒、節酒といつても、なんでもかでも一緒にして「酒をよせ、酒をへらせ」といふのは不合理な話です。一日の仕事に疲れた人が

其の疲れをいやすためにのむ一杯酒のは、やがては翌日の活動の原動力ともなります。一日の激しい労働にくたくくになつた労働者や農民達の夕に飲む一杯の酒は出来るだけ確保しなくてはなりません。酒は先づこの人達に廻さねばならないのです。

先づ節酒すべきは享樂的方面または儀禮的方面に無駄に費消されてゐる酒です。戦時下のいま、心の緊張を飲くと指弾を受けるやうな酒の飲み方は絶對的に廢めねばなりません。カフェー、バー、料理店などでの亂痴氣騒ぎや、豪華な宴会等戦時下國民として當然自肅すべきことであります。

また結婚、葬儀の場合に出す酒、形式的な社交的な宴会など虚禮に亘るものは、生活刷新のためにもこの際斷乎として廢める必要があります。盃洗の中へ無駄に酒を棄てる盃の献酬は、衛生上からも廢止の必要が痛感されてゐます。

現地の將兵すら節酒

要するに酒は一部の人々には慰安品ともなり

生活の糧にも近いものです。これに反して濫費される多量の害毒を社會に流すことになります。明年度から現實に酒の出廻りが約半分に減るわけですが、この濫費される方面の消費を慎みさへすれば、節約の餘地は多分にあり、どうしても配給せねばならぬ方面への供給も確保出来るわけです。

「われ／＼は飲まなくても、現地の將兵にだけは何とかして……」といふのは銃後國民のひどく懐く感情でせうが、その陸軍でも現地の軍の加給品や酒保の酒の量を相當に減らして節酒、節米の運動に協力してゐます。銃後のわれ／＼國民が酒を慎まねばならぬことは申すまでもないことで、花見の酒なども今年は特に慎まなくてはなりません。

酒の消費を節約する以上、同じ酒類であるビール、洋酒、焼酎等の消費も節約せねばならぬことは勿論です。かくして少なくなつた酒を出來るだけ有效な方面へ振り向けるやうにし、一方戦時下にふさはしくない酔態を街頭から消

し去つて、戦時態勢を一段と強化することが出來れば、強力日本建設の爲にも、新東亞建設のためにも意義深いものがあります。

需給關係の逼迫と共に、最近酒の買溜め、賣惜み、或は闇取引などの言葉が聞かれ、また酒く水を割るといふ非難も多く聞えますが、生産者、配給者の側でも、いやしくも戦時を利用して私腹を肥さうなどといふ非國民的行爲があつてはならないのであります。



軍國の

母子の姿

聖戰四年、戦果輝かしい皇軍の武勳の一面に夥しい護國の英靈があり、その蔭にはお國の爲とは云へ、又英靈に對する感謝の厚い心からその及ばざらんことを懼れる社會的援護があると

00245

は云へ、一家の大黒柱を失ひ、生活の源泉を失つて、淋しい悲しい朝夕を送り迎へながら日々を苦闘にあへぎつゝあるこれ等英靈の遺族があることを忘れてはならない。又遺族達も名譽ある護國の神の功績を思つて勇往邁進奮勵闘せられて、これら英靈の名譽を益々發揚せられんことを待望するものである。數多い名譽の遺族達の美談は枚擧に遑ないが、その中の一つを抜いて苦闘のあらましを記し、遺族達の苦衷を偲ぶと共に社會の人々の援護のよすがとしたい。

愛媛縣松山市に編入せられて今は日の出町(元の素鷲村)と云つてゐる住民千五百人、戸數三百七十戸、多くは紙漉きを業としてゐる町に住む余田スミさんは今年四十四歳になる。

スミさんが夫作造さんに嫁したのはまだうら若い二十歳の時だつた。然るに結婚後四年にして大正九年四月二十七日、シベリヤ派遣軍に従軍してゐた作造さんは、ザバイカル州シリシチエ河北側高地で名譽の戦死したのであつた。結婚後四年といへ夫は結婚後間もなく入營し

歸休中應召したから同棲は僅に二年六ヶ月に過ぎなかつた。

その頃スミさんの家には生れて百日の長男俊朗と四つになる長女の千代子、それに五十三になる父の元次、四十七になる母セン、二十一になる夫の弟品太郎に妹が二人、しかもその一人は四人の子供を連れた出戻りの身であつたから父の紙漉きや店の一文菓子商ひでは生活はとても苦しかつた。一家實に十二人の大家内、その大世帯の心棒となつて立働く嫁のスミさんが、「近く三年兵は交代で歸還が出来るだらう。もう戦争はなくなつて、最後の討伐ぐらひだから心配はなくなつた。内地に歸つて早く子供の顔が見たい。どうぞ子供を大切に育て、くれ。」と云ふ手紙を受取つて、俊朗の五月の初の節句までには勇ましく歸還するものさばかり思つてゐた處に、「素鷲村役場」と襟に白く染めぬいた役場の小使から貰つた夫戦死の至急電報に、一時は氣が遠くなるほど呆然としたのも無理はない。

00246

しかしスミさんは氣をとり直し、一家は神道なので直ぐに祭壇をしつらへて、

「子供のことだけはどうか心配しないで下さい。石に噛りついても子供を立派に育てあげ、あなたの血筋を絶すやうなことはないませぬ。」

と固く誓つたのであつた。そして余田家には弟の品太郎といふものがゐることだから、自分は夫の御靈と二人の子供を抱へて別に一家をたてようと考へた。親戚の人々はこの際品太郎にスミさんを娶合せたら、亡き作造も安心するだらうと、しきりにすすめたがスミさんは頑強に反對した。

「わたしは、たゞへごんなことがあつても後家をたて通して子供を育てます。」

と一徹に主張して、それならと云ふことになつた。

「それから、わたしの決心はしつかりとつきました。」

とスミさんは語つてゐる。

父は酒好きの、どつちかといへば屈者で、つまらぬことにも直ぐがん／＼怒鳴りつける性格、その上喘息の持病がある。母は元來口さかしい性質の上に體も弱く、或る信仰に凝つてゐる。それに小舅小姑がある。この一家を切り廻すスミさんの苦勞はいふまでもないことである。夫の戦死から二年間、まつたく骨を削る思ひで苦闘した。

大正十一年になつて名譽ある功七級金鵄勳章勳七等青色桐葉章を賜り、多額の賜金をいたゞいたのでスミさんは積極的に商賣に志し、家を移轉して薪炭、雜穀、酒、菓子、雜貨などの販賣を始めた。

多額の賜金と云つても店を開いたり、小舅小姑の身の振り方を始末してやるとなかく／＼苦しいそれにもスミさんは頑張つた。移轉してから十五日目に弟の品太郎に嫁をとつて別家させ、四十日目に妹の一人を他家に片付けてやり、出戻りの妹も何とか生活出来るやうにしてやつた。

【未完】

紀元二千六百年

記念大講演會

輝かしき皇紀二千六百年をこの事變下に迎へ吾等一億國民が舉國一致、堅忍持久の精神を以て、今や興亞建設の礎を築きつゝあることは、遙かに 神武天皇建國の御創業を偲び、悠久二千六百年の光輝ある歴史を追想して生を皇國に享けし國民の等しく無限の感激を致すと共に、天業の恢弘に翼賛し奉ることを誓ふ次第であります。

この最も佳き年を一層意義あらしめんがため本縣に於ては次に示すが如き紀元二千六百年紀念大講演會を開催したのでありますが、多數の參會者に大なる感動を與へ盛況裡に會を閉ぢたのであります。

- 1 日時及場所 二月十六日午後七時 鳥取市遷喬小學校講堂
- 2 演題 紀元二千六百年を迎へて
- 3 講師 國民精神總動員 中央聯盟派遣 貴族院議員 男 井上清純

昭和十五年二月十六日印刷
昭和十五年二月十六日發行

二月十四日發行「週報」並ニ「寫眞週報」掲載内容左記ノ通り

- 週報第百七十四號ノ掲載内容
 - 海運統制令 (週 信 省)
 - 支那事變に現はれた戦法の種々相 (陸 軍 省 情報部)
 - 特別寄稿 二千六百年史抄 (二) (菊 池 寛)
 - 南支方面の滅滅戦 (陸 軍 省 情報部)
 - 南支海軍航空部隊の活躍 (海軍省海軍軍事情報部)
 - 淺間丸事件の交渉經過 (外 務 省 情報部)
 - 寫眞週報第百三號掲載内容
 - 表紙 若鷲まさに飛び立んとす
 - 航空機乗員養成ノ仙臺 空を征するものは世界を征す！ 世界はあけて航空機の生産と乗員の養成に必死の努力をこづけてゐる、わが國もどうして列強にひけをこつてならうか、民間航空の第一線に立つと同時に空のまもりの第一線に立つべき若武者はいま寒風荒ぶ飛行場に懸命の訓練をつづけてゐる
 - 混雑を二倍にもみあふれ勝組こみあふ列車を愉快にするには
 - 廣東日語學校の運動會
 - 西湖の水で育くむ一輪のやうに美しい杭州西湖のほとりにある孤兒院に七十名の孤兒たちは日本人僧侶らの手で温かく育まれてゐる
 - 失明傷痍軍人寮ノ東京 目は見えずなくとも！失明傷痍軍人の明朗な更生記
 - 海外通信 ドイツ偵察機と英飛行艇英哨戒船との死闘
 - 讀者のカメラ
 - 讀物ページ
 - 時局の動き 支那事變をどう處理するか ○ソグイエト風土記 東京日日新聞黒田乙吉 ○文部省推選映画「最後の一兵まで」紹介 ○淺間丸事件は一應の解決へ ○優生學の話(續)竹内茂代博士 ○混食料理とその懸立 ○週間日誌 ○海外小話 ○寫眞週報問答 ○録音點描 ○漫畫

發行者 鳥取縣 鳥取市東町
印刷所 鳥取縣高郡大正村大字古海支所